

令和7年度 第1回 滋賀県高齢化対策審議会

- 1 日 時：令和7年10月6日（月）午後2時から午後4時まで
- 2 場 所：滋賀県危機管理センター大会議室 （WEB併用）
- 3 出席委員：大平委員、荻田委員、喜田委員、草野委員、後藤委員、袖森委員、高橋委員、谷口委員、田丸委員、西澤委員、西本委員、野崎委員、早川委員、堀委員、山本委員、吉村委員（WEB参加）稻田委員、川村委員、西村委員
- 4 欠席委員：角田委員、春名委員
- 5 開 会：
 - (1) 健康医療福祉部切手次長あいさつ
 - (2) 交代委員紹介
 - (3) 会議成立報告
- 6 議事概要：
 - (1) 「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」の進捗について
【事務局から、資料1により説明】
 - (会長)：ただいま説明がありました件につきまして、ご意見、ご質問等ありますか。
 - (委員)：第6節の20の指標を上回っていない2市町はどこですか。
 - (事務局)：愛荘町と甲良町です。
 - (委員)：第4節の介護職員の実数ですが、確かに増えています。物価高に追いつかない賃金なのでなかなか難しいです。この辺りを補助しないと多分増えないので、何とか対策を県として早急に。何かお考えがあれば教えてください。
 - (事務局)：公定価格については国の方々に要望を毎年度しており、介護職員だけではなく訪問介護従事者とかケアマネジャーの待遇改善を含めて要望しているところです。
 - (事務局)：物価高への対応については、施設系ですけれども今回の補正予算に計上しています。
 - (委員)：補助をするということですか。今年中にしていただかないと。
 - (事務局)：今回の補正予算で、食料分について補助いたします。
 - (会長)：委員から給料の話がありましたが、現場の方々もいらっしゃいますので、働きやすい職場づくりにはこういう事があればいいのではないかとか、いかがでしょうか。若い方々にたくさん来ていた

だく介護職になるのも大事かと思います。人をひきこむ方法みたいなものはありますか。

○（委員）：介護職の処遇が悪いというニュースが出るたびに、介護職は劣悪な環境なんだなという認識が高まっている気がしています。若い世代、特に中学生を対象に、介護職がいきいき楽しく働いている姿を見ていただこうという取組はコツコツ進めていますし、私が所属している湖南圏域で取り組み出したことを、県に応援していただいている。今年度から、中学生への出前講座も、後方支援をしていただいている。ただ、現在中学1年生を対象にしていますし、取り組み出して2年目ですし、実にはるのはちょっと先の話かと思います。高校は色々な特色がありますので、卒業して就職を選択肢にされている高校等のネットワークを作ろうという動きはしていますが、すぐには難しいと思っています。

○（会長）：ありがとうございます。そのほかご意見はありますか。訪問看護ステーションに対する研修会、就職相談のようなことを、看護協会として、看護師にされていると思うのですが、介護職にもこういう事、こういう研修をすれば、といったご助言はありますか。

○（委員）：技術的な面だけでなく職場の風土の面での定着のしやすさも必要かと思います。看護師の場合、初任者の研修、3年目、5年目の研修とともに、中堅管理者の研修において、中堅がどういう発言をしていくかで、職場が嫌にならないように、安心して働く職場だと感じてもらえる取組をしています。心理的安全性、安心して働く職場という点で、上の人たち、周囲の方の課題かなと思います。今、おっしゃったように、高校生では間に合わないという事で中学生、小学生に対する魅力発信というのはかなり評価しているところです。確保という所では、高校生では遅いので、早くからやらせていただいている。看護学校の入学者は、定員が割れている状況ですので、一度社会人になられた方たちのキャリア形成、違う道を歩みませんかみたいな働きかけをこれから取り組もうと考えています。

○（会長）：ほかにご意見いかかでしょうか。何年か臨床を経験された後、訪問看護ステーションに行かれる看護師がいらっしゃるともお聞きしております。経験を積み重ねた人が、在宅であったり介護とか、そういう現場で仕事が出来るというルートがあるのかもしれませんし、介護もそういうステップアップが見えるといいのかなどお聞きして思いました。

○（委員）：県社協は介護福祉人材センターと社会福祉研修センターの事業を行っておりますので、お話をさせてもらいたいと思います。介護福祉士養成校について、専門学校と短期大学が本県にはあります。介護福祉士修学資金の利用者数は、令和6年度 55人、7年度も 55人と、県内では人数は落ちていません。内訳としては、外国人の方が大半を占めていて、県内唯一の短期大学では今年度は新入生10名を下回っている状況とうかがっています。人材確保の取組みとしては、専門学校への進学や就職者の多い高等学校について、高校1年生から介護や障害福祉の事業所にグループで見学に行ったり、生き生きと働いておられる職員さんの話を聞いたり、介護の現場に触れる場を作ろうという働きかけをしています。人材の定着・育成については、県とともに早くからチームリーダー育成等、階層別の積み上げ研修とリーダー層に特化した研修をプログラム化し実施しています。看護のキャリア形成のカリキュラムを参考にしている部分もあります。チームリーダー層は30代40代が育ってきていると感じています。

す。

○（会長）：現場の前向きなご意見をいただいたと思います。今、第4節を中心に話をしておりますけれども、1節から6節までありますので、何かお気づきの点があればお願ひします。

○（委員）：外国人の方について、現在滋賀県で、4万人強おられますし、その中でも永住者が4分の1になっています。永住者は高齢化が進んでおりまして、言葉の関係もあって外へ出ないという方については認知症がかなり進んでいきます。今度長浜市の私のいる地域で外国人支援のケア会議を開催して、現状を把握しようと。どのくらいの方が訪問介護とか、ケアを受けられているのかということを情報交換しようという事で、私も民生委員として参加します。民生委員もなかなか外国人との交流は、これまでほとんどありませんでした。コミュニティーを作つて困り事をつないでいくという、本来の民生委員活動について、外国人の方にも同じようにやっていく必要があると考えています。今後ますます外国人の方は増えてきますし、定住者が増えますと高齢化が進むと。外国人の若い方は比較的日本語が話せるのですが、以前来られて日本で暮らしている方はほとんど日本語が通じないという状況にあるものですから、私たちの地域では外国人を中心としたサロンの開催を昨年からしております。まず顔見知りになって信頼関係を作るという事から始めないと、なかなか困りごとを聞くということも出来ないので。そこに地域包括支援センターも参加してもらったりして、具体的な困りごととか相談事を受けているのが、徐々にこの1年半ほどで進んできております。そうした外国人の方の高齢者対策もあわせてやっていく必要があるのかなと、これは我々現場の声ですけれども、参考にしていただければと思います。

○（会長）：外国人の方々も高齢化されているというご指摘をいただきました。

○（委員）：先日から私、滋賀県社協様の伴走型キャリアサポート付介護職員初任者研修を受講しています。先生として多くの事業所から介護福祉士に来ていただき、なぜ自分が介護福祉士になったかというお話を聞かせていただく中で、幼少期から家庭内にお爺ちゃんお婆ちゃんがいて、そういう環境の中で育って、お爺ちゃんお婆ちゃんが好きやねん、とか、職場でお年寄りとふれあうことで好きになったというお話を聞かせていただきました。中学校では職場体験ということで、私どもの子どもも施設に訪問する機会もございまして、小学生と高齢者の触れ合いの場が、介護の今後の人材育成の要になるのではないかと考えております。私は甲賀市的小学校でスクールソーシャルワーカーをしております。ボランティアという形で地域の高齢者が時々支援に来て下さいまして、核家族でなかなかお年寄りとふれあう機会がない子どもたちも、お爺ちゃんお婆ちゃんとふれあうことで、互いにいい相乗効果が生まれているよう思います。お爺ちゃんお婆ちゃんが、子どもたちを目の中に入れても痛くない的な、ちょっと悪いことをしてもコラコラ、みたいな感じで大きく丸くふんわり受け止める、そういうような土壤があることによって、将来子どもたちが介護の現場につくことに繋がるのではないかと個人的に考えております。

○（会長）：いいご指摘をいただいたかと思います。家族の中の世代を超えた、地域の中でも世代を超え

た交流をする時間や場所が必要ではないかと、そういうものが介護の職というものに将来繋がっていくのではないかというご意見かと思います。それでは、2つ目の議題に移りたいと思います。

(2) 介護人材の確保・育成・定着について

[事務局から、資料2により説明]

○(会長)：ただいまの説明に関してご意見・ご質問等ありますでしょうか。

○(委員)：私は看護の人材確保に苦労しているところですが、その中で、外国人に是非参入してもらえないかという話も出てきています。参考資料1の8番のところで外国人介護人材受入支援という形で、就業者数が令和2年から令和6年で146名とされているのですが、これは年毎に人数が増えてきていくのか、これから先も増えていくのかという点。看護部門あるいは看護補助者に関して、そういう部門に参入しても大丈夫ですかという事で、教えていただけますか。

○(事務局)：このセンターですが、令和2年度、コロナ禍からスタートしまして、令和5年度に5類に移行するまではなかなか人が入ってきませんでしたが、その後は順調に増えています。国の情勢もあるので、なかなか入ってこなくなるようなこともあるのですが、増えてきておりますし、事業者のほうでも、少しづつ、外国人を雇っていこうという意識も出ているのかなと感じております。少しづつ、支援する方も増えていくかと思います。ただ、こちらのセンターで支援している方につきましては、助手ではなく介護職員として、技能実習とか特定技能とかでできておりますので、介護の分野では、介護助手のほうで外国人をということはあまり考えておりません。地域の方に介護に関係してもらえるように、ボランティアや介護助手として参入してもらえないか、県で考えているところです。

○(委員)：私は2つの法人に出入りしており、医療法人と社会福祉法人とあるのですが、そこで16人、外国人の方に就労していただいている。国際介護・福祉人材センターによる外国人介護人材受け入れは146人ですが、ここを介して我々の法人で就労していただいているのは4人です。他に民間企業で受け入れ機関を運営されているところもありますので、そこでも外国人で介護福祉士を目指す人や、専門学校に入学されている方の保証人となってアルバイト先で就労していただいて、寮、住む所もこちらで用意して、晴れて介護福祉士になればうちの法人で就労していただく、という流れもあります。制度が複雑でコロコロ変わっていますので、今現在、介護職として滋賀県内で外国人の方が何人就労されているのかはここではあがってないですね。

○(事務局)：毎年度調査をしておりまして、昨年度の結果では、606人が滋賀県で介護職として働かれています。

○(委員)：そのうち146人がこのセンターを介して入っていただいているという事で、うちの法人で就労していただいている外国人の方の研修の機会であるとか、外国人の方が日本人の方の中で働いていただくので、孤立の方向に向かわないように、外国人同士のネットワーク作り、外国人で介護職で就労

していただいている方のネットワーク作りなんかも、このセンターは柔軟に対応していただいているので、我々としては大変助かっています。

○（委員）：私たちの団体は2ページの「福祉意識の醸成」の介護の魅力発信について、今年度から事務局として関わらせていただいている。滋賀県全体で介護に対しての魅力発信もそうですが、先ほどの外国人に対する支援体制が他府県にないような形で展開していただいているのでありがとうございます。3ページにある今後の取組の方向性で、1番目に介護現場のテクノロジー導入、2番目が外国人人材の活用、3番目に大規模化が出ているのですが、3つのテーマに対して、今急速に経営実態が悪化している時に、法人それぞれの規模やサービス種別によって、この3つがどういうふうに見えるかというと、十分カバーしきれないところがあります。介護テクノロジーに関しては施設系よね、という現場の声が非常に強くて、外国人に対してもそういう捉え方をしているところが実際多いし、訪問系となると非常にハードルが高いのが現実なので、3つ目の協働化・大規模化は、言われることは非常に分かるのですが、実際の現場でどういう判断をするかというと、その前に事業を求めてします。実態把握も、もちろん進んでいるとは思うのですが、把握だけではなく、介護施設・事業所に関しては実態把握したうえで介入していくかないと、訪問介護も全国にゼロ自治体が出ている現状を聞きますので、把握だけではなく、もう一步踏み込んで支援に強く介入していかないと、このままでは介護人材の人数にも関わってくると思うのですが、施策がこれだけあるにも関わらず、中々現場の改善が見られないところに、そういういた現状があると思います。先ほどの養成校の入学者の数は、私は東近江市の施設なので、びわこ学院大学の先生とお話すると、存続がどうなるかという所まで来ていることに関して、県全体として危機感を持つ必要があると思います。

○（委員）：確認させていただきたいのは、6ページで介護に関する研修を市町でされているという事ですけれども、人材確保や離職予防を考えた時に、どういう研修が求められているのかなと考えていたのですが、実際どんな研修をされているのか教えていただけますか。

○（事務局）：入門的研修は国で定められている21時間ほどの研修で、3日から5日程度で行われているところが多いです。こちらを受けることで、研修をされる事業者にもよるのですが、上のステップである初任者研修の一部科目が免除になることもある、スマールステップ的な研修になります。

○（委員）：具体的にどういった内容になりますか。質問の意図としては、先ほど委員がおっしゃったように、看護師、介護士になられる方は、はじめ高齢者と関わることが好きで、とっかかりはすごく関心をもって入ってこられると思うのですが、実際現場に出て高齢者をケアしていくとなると、認知症の理解というのが不可欠になります。認知症は理解が非常に難しい、私も教えていて非常に難しいと思っておりまして、特に心理行動症状が出てきますと、突然暴力が始まったり暴言を吐かれたりして、なんでこんな一生懸命やっているのに暴言を吐かれるのだろうという気持ちになると思います。その時に、これはこういう背景の表れであるという理解が進めば、恐らく、やり甲斐を感じていただけるのかなと思いますし、さらに、どういう対処をすればそういう状況を起こさずにケアできるのかという理解が進んで、穏やかな生活を促進できる。そういうところで、研修内容に認知症の理解とか、高齢者理解を

具体的に促すような研修は、人材確保とか人材育成とかに即効性はないかもしれないのですが、長い目で見た時に重要な研修内容ではないかと思って、質問させていただきました。

○（事務局）：入門的研修の具体的な内容ですけれども、おっしゃっていただいた認知症の理解という科目が2時間設定されていますので、これを受ける方は認知症の事は一定学ばれているという事になります。

○（委員）：今、話に出ている入門的研修の受講者は、実際には、家族とか身内の介護、それからご自身の将来のために受講される方が多く、人気の講座になっています。仕事という場合には、やはり初任者研修それから介護福祉士になる前段としての実務者研修が重要かと考えます。これは民間事業者でも実施されています。これを受け就職説明会や事業所体験に行き、就職し、最終的には介護福祉士を目指されるという道のりだと思います。初任者研修は130時間、実務者研修は450時間ありますので、しっかり体系的に学ぶ科目がまとめられていると思っています。

○（委員）：ありがとうございます。就職されて現場に入られて、現場とこれまでの既習の知識のギャップを感じられた時に埋めるような研修があってもいいのかなと思いました。

○（会長）：さきほど委員が話をされていた介入というのは、県からもある程度介入が欲しいという話でしたが、それについて県から、あるいは現場を持たれている方々で、こういう支援があるといいのではないかとか、ご意見いかがですか。

○（事務局）：先ほど委員がおっしゃった訪問介護事業所の実態把握の点ですが、運営指導でいろいろと話した後に、ご意見を聞かせていただきますと、やはり今、人材確保をどうしようかということを言っていただくことがありますし、先ほどの新規事業、訪問介護等の確保事業についてもお話を聞かせていただく機会がありますので、運営指導等でいろいろなご意見をいただきながら、より良い運営ができるような助言等をしていきたいと思っております。

○（委員）：私は臨床をやっているのですが、介護職員のいわゆるメンタル的なことが多く、年々増えています。根掘り葉掘り聞くと職場の人間関係です。当然人材が少ないのでそうなるのでしょうか、職場のそういう意見を集約して、どう対策を練ることができるかという点を県として何かお考えはありますか。事業所の良い面はわかりますが、悪い面、働きにくい面の情報とか、それがあればだいぶん離職もないだろうし入ってきやすいと思います。そういう把握をどこかですべきと思うのですが、なかなか難しいでしょう。そういう介入をする連絡会議とか協議会とかありますか。

○（事務局）：介護職員が相談できる窓口は、滋賀県介護・福祉人材センターに設けております。そこでお話を聞いて、労働局に繋いだりしていると聞いています。働きやすい職場ということでは、その他の取組をご紹介させていただきたいのですが、介護職員の方が、利用者とかご家族からの暴力やハラスメントを受けた時に、どのような対処をしたらいいのかという対策のための研修や、マニュアルを作って

事業所に周知を行っております。事業所内の話ではないのですが、こういった事がハラスメントだという事を認識してもらって、声をあげられるように取り組んでおります。どうしても我慢される傾向がありますので、まずそこを、何がハラスメントで何がそうじゃないのか分けて考えてもらえるような研修です。

○（委員）：これは恐らく産業医の問題になるのですが、企業はある程度やっているが、事業所は小さいから産業医がない。今年から50人未満でもストレスチェックをしなければならないと国で決まりましたし、何がストレスで働きにくいのかというのを、ハラスメントを含めて、どこか研修の場を作つてあげないといけないと思います。相談にどうぞと言っても、そういう人たちは相談に行かないし、忙しくて行く時間もない。そしていよいよ崩れて僕らのところに来る。だからほとんどが心療内科、もっといけば精神科に繋げなければならぬ。それが臨床をやっていたら年々増えています。どこかで止められるのではないだろうか。うまくいかない何かがあるのではないかと思いますので、中に入つて指導するようなことも含めてやっていただきたい。県主導でやっていかないと多分無理だと思います。産業医、労基も巻込んでやっていただきたい。国としても知つているのですが、具体的にどういう対策をしたらいいのか分からぬ。何かしよう思つてゐるのだろうと思いますが、現場の人たちは待つていられません。今すぐに対策がほしいのです。それを何とかするのは、県単位ではないかと思いますので、何か考えて下さい。これは要望です。

○（会長）：臨床のほうから警鐘を鳴らされました。クローズですものね、介護というものが。ましてや訪問介護であつたりすると、ご家庭の中に入つてしまふと見えないですし、そのあたりをきっちり県として啓発活動をして、何かあれば相談窓口を作るというのをもうちょっとアピールして多くの介護の方々が分かるようにしていただいたら、一つの改善かなと思います。訪問看護ステーションも同じような事があります。ハラスメントに対する対策を看護協会としてもされていますので、そういう所を情報共有していくのも一つの手かなと思います。色々な課題点が上がつてきたと思いますが、滋賀県が例えばハラスメントに対してこういうことをするといえば他の都道府県も参考にされると思いますし、先駆けで滋賀県が出来ることがあればいいアピールにもなるかと思います。それでは最後の議題に入りたいと思います。

（3）権利擁護について

[事務局から、資料3により説明]

○（会長）：ただいまの説明に関してご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○（委員）：権利擁護事業は、各市町の社会福祉協議会がされているという理解でよろしいですか。

○（事務局）：権利擁護は定義がいろいろとあり難しいですが、市町の社会福祉協議会がされている、いわゆる権利擁護というのは地域福祉権利擁護事業で、金銭管理をするという事業で、今回の権利擁護については成年後見制度というものについて主に説明させていただいているところです。

○（委員）：国も県も間違っています。国が今見直しをやったのはなぜかというと、今認知症が増えてきてるので、後見人をどうしようという問題がでているのですが、アメリカではこんなことはいりません。ACPが徹底しているからです。二十歳の時に自分はどうしたいか。個人の意思の尊重ですから、個人がやつたらいけないということは何も出来ない訳です。日本も制度として、国がしなければ県がすればいいのです。例えば二十歳の時にいわゆるアドバンス・ケア・プランニング、自分はどうしたいか、何年たった時点でどうしたいか。最初に決めたあと何回書き直してもいいのです。節目節目で書き直せばいいし、成人式の時にみんな集まるから、配って書いてもらって、60歳か何かの節目の時に書いてもらう。そうすれば、後見人のこともすごく楽なんです。医師がどうこういう問題もなくなるのです。だいぶ前から言っていますが、なかなか国も県も動いてくれません。やはりこういう制度というのは、アメリカが一番早い。そういうことをやっていると、医療に関しても、するのかしないのか、やりたくないのか。自分の意思ですから、したくないと言えばしなくてよいのです。意思が分からないと、どうのこうのとなるのでややこしい。まだ日本はそこまで裁判は起こってないですけども、欧米ではこれで訴訟がすごく多い。だからその前に、ACPを徹底してやるという制度を県として、いち早く取り入れて国に発信していただく、というのが僕の意見です。そうすると後見制度というのも多分、すっと入っていくのではないかと。ただ、今はそのようなものはないですから、今のこの制度を変えることはやっていかなければならないと思うのですが、長期的に考えて、早くACPをやれば、あまり問題はないのではないかと感じます。

○（委員）：今、本当に困っています、裁判所に市長申し立てで後見人の選任をお願いしても、何か月もかかり、なかなか後見人がみつからないという実情があります。そのような中で、市民後見人ですか法人後見人の育成について県が乗り出してくれるのはありがたいと思います。ひとつ前の議題にもありましたが、例えば訪問介護の事業所ですとか、まだ大津市ではありませんが、大都市部ではケアマネジャーがいなくて1か月間も認定をもらってからケアマネジャーがつかないのでサービスを受けられない、ということもありますし、その介護の事業所さんの中でも、先ほど委員がおっしゃったように、業種別とか、滋賀県の中でもエリアによっては、大変苦労されているような現状もあるかと思います。後見人制度もそうですし、介護事業所の支援もそうなのですが、もう少し細かく、どういった分野、どういったエリアの、このことについてこのように支援を進めていくとか介入を進めていく、養成を進めていくとか、もう少し見える形で整備をしていただけますと、大変参考になるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○（委員）：成年後見制度について国の計画、県の計画のご説明、ありがとうございました。最後におっしゃったように来年令和8年、民法と、それに合わせた社会福祉法の改正が予定されており、改正に合わせて議論されていることの一つに、日常的に地域の中で単身高齢の世帯が増えることや、軽度認知症障害で生活にやや不安があるという方たちが増えていくということを想定しながら、身寄りのない高齢者等の支援に関する新たな事業が想定されています。そのあたり、県のほうから説明をいただけたらありがとうございます。

○（事務局）：日常生活自立支援事業（滋賀県では地域福祉権利擁護事業）だと思いますが、社会福祉協議会さんが実施主体となりまして、判断能力がそろそろ危なくなってきた方を対象に、契約に基づきまして、福祉サービスの利用支援とか日常生活の金銭管理サービスなどを現在行っているところですが、今お話をありましたとおり、身寄りのない高齢者問題を背景に、入退院時の手続き支援とか死亡事務の支援などを追加しまして、地域福祉法に位置づけるという方向で議論されていると認識しております。

○（会長）：御三方から話がありました。本人の意思をわかるように、見える形にして欲しいというご意見。もう少し細かく定義をして欲しいというご意見。社協関係との関連をもう少し分かるようにしてほしいというご意見。各分野の方々からのご指摘ですので、皆さんでご議論できればと思います。ほかにはいかがでしょうか。

○（委員）：私は滋賀県社会福祉士会に所属しております。成年後見人になるため基礎研修1から、今は3のほうに移っております。13ページで適切なアセスメントが行われないまま成年後見制度が利用されるという事で、利用者の不安や不満につながっているという点ですけれども、その人の人生に寄り添って、ゆっくりお話を傾聴する。その人らしさ、は福祉や介護の現場でよく聞くキーワードですけど、その人らしさを尊重する視点に立つというところは原点ではないかと考えております。

○（会長）：僕も親と暮らしているので分かりますが、親も気持ちは変わってきますから、それを上手に拾うこと。家族でさえ拾っていくのは難しいので、第三者が入って、かつ本人の意思を尊重する、寄り添うと言うのは難しいところもありますが、高齢者が増え、単身、独居の方が多く、一人で亡くなられる方が多くなってくるので、そういう後見人というものを作っていくなければならないので、そのあたりの折り合いをつけていかなければならない、というのは実際感じるところです。では、3つ議題がありまして検討しましたが、全体で何か言い残したことがあるとか感想等あればご意見をお願いしたいと思います。

○（委員）：我々高齢者に対していろいろ施策をいただき本当にありがとうございます。老人クラブとしては、まず健康で長生きをということで、認知症の研修とか介護予防の研修などいろいろな研修を行っておりますが、極端に会員が減っています。今年度、県内で会員は1万5千人ぐらいですけれども、年々減っております。なぜかというと、なかなか地域でリーダーがいない、役を受けようという人がいない、それならば解散した方がよいのでは、というのが今年になって出てきました。私たちも何とかしてリーダーを研修して増やしていきたいのですが、その中でレイカディア大学の卒業生が地域に入って活動していると。そういう方が、地域の老人クラブに入って、皆さんの面倒をみようという形がでてきたら、本当にありがたいと思います。レイカディア大学の生徒さん、そういうところに入って地域に活動してもらえませんか、というようなことを話していただければ、本当にありがたいと思います。何とかして老人クラブを維持しながら、健康で長生きが出来るように活動していきますので、よろしくお願ひいたします。

○（会長）：担い手づくりの一つとして活動、活躍する場を作つて欲しいというご要望だと思います。す

ごく大事な所で、自分が学んできたところを活かせる地域になれば、お話をつながっていくのではないかと思いました。

○（委員）：家の前の道を挟んで向かいの土地がちょっと空いているところに花を植えているのですが、あるおばあさんが毎朝散歩に来ては折って、帰っていくのです。どうしたらいいの、という相談もあります。でもそれはもう認知症かもしれない、ちょっと勉強をしてくれないかと言っています。こんなケースの場合、警察へ行こうという人がいるのですが、警察で片付く問題とは違うからと言っています。認知症だとすると、起きたこと自体を悪いことと思わないでやられているはずですから、優しく接してもらわないとしようがないのです。さらに、スーパーで買い物をしてそのままレジを通って帰ろうとして捕まって、スーパーの方は認知症のことは分からぬから警察を呼んだと言われているケースもあります。ですからいくら法制度が出来ても、認知症の人たちと実際に関わる人たちが認知症のことを知らないと、そういう事になります。この間も相談を受けましたが、お母さんが96歳で、息子は70歳過ぎているのですが、帰ったら掃除や洗濯、ご飯を食べさせるのから全部しないといけない。ご飯はまだかとお袋がいうからちょっと待ってくれと言って、ご飯の準備をするのですが、1から10まで家事をしなければならないという方もおられます。そういう人にどう手を差し伸べてあげられるのか。民生委員が手を差し伸べればいいのか。地域包括支援センターにはまだ行っていないと言うので、そこへ行って相談してみなさい、とは言ったのですが。今日ここで議論いただいたことと、どうつなげていったらしいのかなと思いながら、聞かせていただきました。ぜひ、困った方々へどうつなげていくか考えながら、施策を進めていただきたいと思いました。

○（会長）：認知症の人と家族の会は、ホームページでも普及啓発活動をされています。中学生からみられるような「認知症ってなに」から始まっているホームページが作られていますので、市民の方々にも見ていただければと思います。

○（委員）：介護支援専門員について、大津市では不足しているとは聞かないと言われたのにびっくりします。湖南圏域では介護支援専門員がいなくてサービス利用につながらない人が相当数出ています。市も独自で補助金というか給付金を出して事業所を確保するとか介護支援専門員になってもらうように努力されています。我々としては介護支援専門員に介護職がステップアップしていくと、介護現場が回らなくなるので勉強はしていただいて資格も取っていただいて、仕事はするなという。うちの法人の中では、ケアマネジャーになられると現場が回らなくなるという大きなジレンマを抱えている状況です。介護職員の人材確保と同じ危機感で、介護支援専門員の確保も非常に大きな課題と思っています。高齢化対策の中で特別養護老人ホームの配置数は出てくるのですが、介護医療院の数というのは、あまり触れられることはなくて、介護保険制度の中で介護医療院の必要数というのはなかなか出てこない。介護医療院に行かれる方は、ほぼ慢性期の病院におられるのです。慢性期の病院で退院できない、特別養護老人ホームから入院されてきて特別養護老人ホームへは帰れませんということで慢性期病院に入院していただいて、次にお帰りいただくのは、在宅は無理だから特別養護老人ホームに入ると。特別養護老人ホームに入れなかったら慢性期病院にずっと居続けるのかと。先ほど話にあったACPに大きく関係してくる話だと思いますけど、現状、介護医療院待ちで慢性期病院を大きく占める、慢性期病院

がいっぱいになって急性期病院で、若年が緊急入院される時にベッドの調整をするので一旦家へ帰つていただけますかと。翌々日とかにまたご入院いただく、というような状況が起こっています。介護保険制度だけ見っていてもその数字はあがってこないのねって、我々は思っています。サービス事業者として。そこは何らかの手立てを今後考えていただきたいと思っているのと、初任者研修の話がありましたが、レイカディア大学で初任者研修が出来ないのでしょうか。介護に関しては若手・現役世代だけではなく、定年退職後まだ社会参加を望まれている方々に介護の一翼を担っていただく事が出来ればいいなと夢見ております。

○（会長）：65歳になっても現役の方々がおられますから、地域に貢献したい、還元したいという方々を上手にすくい取るという事、これからは外国人の方々も大事ですし、そういう地域のおられる方々も大事なのかもしれませんね。

○（委員）：レイカディア大学について説明させていただきたいと思います。募集活動につきましてはインターネット、マスコミ、自治体を通じて行っております。募集パンフレットの配布につきましてはレイカディア大学の同窓会で駅前とかスーパーの店頭などで行っております。令和7年10月の入学の状況ですけれども、応募者が226名で定員を上回っていたわけですが、実際に合格を出しまして入学された方は少し減りまして215名で94.4%となっています。合格を出したのですが、本人の家庭の状況とか、健康の問題とかで辞退された人が出たと聞いております。それから地域活動、具体的なボランティア活動の状況ですが、地域の幼稚園とか小学校、児童クラブ、びわこ学園、そういう所の校庭の美化活動などをやっております。花壇の整備、雑草の整備とか樹木の伐採とか。他には幼稚園で紙芝居とか昔遊びみたいな事もやっております。湖岸の一斉清掃は県内9支部で実施しました。これから行われます大津祭ボランティア、現在行われております国スポーツのボランティアに県全体では345人参加したと聞いています。それから滋賀県のDX推進課のおうみデジタル活動センターに登録している人が76名おられまして、DX推進課が各県内で高齢者を対象としたスマホの講習会が行いますが、それにボランティアとして参加しています。

○（会長）：地域の底力になるレイカディア大学の皆さんの活動をご報告していただきました。まだたくさんご質問などあるかもしれませんのが終了時間が近づいております。最後に事務局のほうからスケジュールの説明をお願いします。

○（事務局）：委員の皆様の任期が来月11月末までとなっており、一斉の改選を予定しております。任期満了のご連絡につきましては改めて個別に連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。また、今年度は2回の審議会を予定しております。次回は年度末の3月頃に開催させていただきます。次回、委員改選後の最初の審議会となりますので、改めて会長、副会長の選任であったり、令和8年度のレイカディアプランの策定に向けた諮問を行う予定です。令和8年度には年4回の審議会を予定しております。引き続き委員としてご参画いただく方につきましてはお忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。あともう一点、お知らせではございますが、資料に死生懇話会サロンのお知らせを付けております。こちらは総合企画部の死生懇話会の取組ですが、滋賀県では人生100年時

代の到来という事で、死に向き合うという事で、令和2年度から死生懇話会を設置しております。そのサロンの取組について、参加無料でどなたもご参加いただけるという事で、お知らせを付けさせていただきました。

○（会長）：それでは、マイクを事務局にお返しします。

7 閉 会：石田医療福祉推進課長あいさつ